

性的マイノリティへの理解を深めるために
～熊本県職員ハンドブック～



熊本県人権啓発キャラクター
「ココロ」

熊本県

2019年3月

目次

はじめに	1
1 「性の多様性」「性的マイノリティ」とは	2
(1) 「性の多様性」	
(2) 性的マイノリティ (LGBT)	
2 性的マイノリティ (LGBT) の現状	7
(1) 性的マイノリティに関する各種調査	
(2) 性的マイノリティが直面する様々な困難	
3 県職員に求められること	12
(1) 職務遂行上の留意事項	
4 職場において望まれること	16
(1) 自己の偏見や差別意識の点検	
(2) 職場環境の点検	
5 性的マイノリティをめぐる動き	18
(1) 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」	
(2) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	
(3) その他の動向	
6 相談窓口・啓発資料等	20
(1) 相談窓口	
(2) 啓発資料等	
(3) 用語集	
あとがき	25

はじめに

熊本県では、LGBT等の性的マイノリティの人権について、「熊本県人権教育・啓発基本計画」において、「性同一性障がい・性的指向をめぐる人権」として重要な人権課題の一つに掲げ、正しい知識や情報を伝えていく教育・啓発に取り組んできました。

今年は、県内でラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会が開催されます。さらに、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本県にも県内外から多数の方が訪れます。その中には、性的マイノリティの当事者をはじめ、多様な方が含まれると考えます。このため多様な来訪者を温かく迎える取組みが必要となっていますが、性的マイノリティの当事者について、周囲の人々の偏見や無理解によって、様々な困難を抱えている現状があります。

このハンドブックでは、性の多様性や性的マイノリティの現状について、県職員として知っておくべき基礎的な知識や日常の業務における心構え、職場における留意事項等を掲載しています。取り上げている内容については、県内における教育・啓発の現状や現時点の法制度、職場環境において県職員が行う業務を念頭に作成しています。今後の社会情勢や法制度等の変化に応じて、適宜見直して参ります。このハンドブックや各種啓発資料等を活用し、「一人ひとりの人権を大切にする熊本」の実現に一層努めて参ります。

熊本県環境生活部長

1 「性の多様性」「性的マイノリティ」とは

(1) 性の多様性

～人は多様な性に生まれます～

「セックスとは両脚の間にあるものだが、
セクシュアリティとは両耳の間にあるものだ。」

米国性情報・性教育評議会 Mary Steichen Calderone

この言葉は人間の性の本質を比喩的にとてもよく表現しています。私たちの「性」は、からだの見た目だけで決められるものではなく、もっと複雑で多様なものなのです。一般的に、私たちは見た目で「男性」あるいは「女性」と判断しています。しかし、「人間の性」はそうのように単純なものではなく、実に多岐にわたっています。

私たちの日常生活の様々な場面で生まれる色々な誤解が性的マイノリティへの偏見や差別を生んでいます。ここでは「人間の性」とは何かということを考えてみましょう。

「人間の性」は多様です。

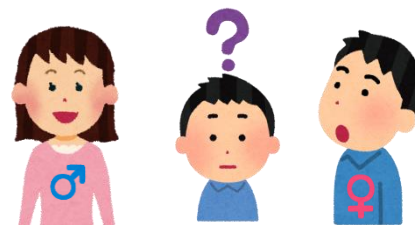
① からだの性

(生物学的性 / Sex)



② こころの性

(性自認、性の自己認識 / Gender Identity)



③ 好きになる性

(性的指向 / Sexual Orientation)

④ 性別表現

(性表現 / Gender Expression)

「人間の性」を「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「性別表現」という4つの要素で考えてみると、大事なことは、それぞれ100%の男性や女性ではなく、その間のどこかに位置する人もいるということです。

① 「からだの性」(生物学的性/Sex)

人のからだは多様に生まれています。しかし、性別は、外性器、内性器、性染色体、性ホルモン環境等によって医師により出生時に決められます。

② 「こころの性」(性自認、性の自己認識/Gender Identity)

「自分が自分の性をどう思っているか」ということです。この性の自己認識は生まれつき持ったもので、医学的治療でこの自己認識を変えることはできません。

- ・自分は「男性だ」あるいは「女性だ」と感じる人がいます。
- ・自分は「男性・女性どちらでもある」あるいは「男性・女性のどちらでもない」と感じる人がいます。
- ・自分の性の認識について「揺れている」「探している」と感じる人がいます。

※自身の「こころの性」を基準にして考えます。

③ 「好きになる性」(性的指向/Sexual Orientation)

「自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別は何か」ということです。好きになる性のありようは多様です(P4の(2)参照)。

- ・異性を好きになる人(異性愛者)
- ・同性を好きになる人(同性愛者)
- ・男性と女性を好きになる人(両性愛者)

※この他にも、全性愛や無性愛等、様々な性的指向があります。

④ 「性別表現」(性表現/Gender Expression)

「自分がじっくりくる自分自身の性の表現はどんなものか」ということです。人は話し言葉、仕草、服装、髪型等で自分がイメージしている自分自身の性を表現している場合が多く、それを性別表現といいます。

◆ 次の項目について、自分はどの辺に位置すると思いますか？
自分を振り返り、○をつけてみましょう。

- ① 「からだの性」
- ② 「こころの性」 男性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 女性
- ③ 「好きになる性」 男性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 女性
- ④ 「性別表現」 男性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 女性

(2) 性的マイノリティ (LGBT)

「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。「LGBT」という言葉は、性的マイノリティの総称としても使われています。

※次に示す「LGBT」以外にも、様々な性的マイノリティがいます。

- ① **L**esbian (レズビアン) 女性同性愛者

女性を恋愛や性愛の対象とする女性

- ② **G**ay (ゲイ) 男性同性愛者

男性を恋愛や性愛の対象とする男性

- ③ **B**isexual (バイセクシュアル) 両性愛者

男性・女性の両方を恋愛や性愛の対象とする人

同性愛は病気ではありません

アメリカ精神医学会「精神障害の診断と統計マニュアル (DSM)」では1973年に同性愛の項目が削除されました。世界保健機関(WHO)は「疾病および関連保健問題の国際統計分類(ICD)」から、1990年に同性愛の項目を削除し、同性愛について「治療の対象にはならない」とされました。

しかしながら、同性愛が精神疾患だとの誤解や偏見から、同性愛への差別が生まれています。このため、同性愛者が社会や地域に居づらくなるということは珍しくありません。同性愛への差別をなくすには正しい情報を知ることが大切です。

④ Transgender（トランスジェンダー） 性別越境者

「からだの性（生物学的性）」と「こころの性（性自認、性の自己認識）」が一致していない人です。自分のからだに違和感があって、多くは「こころの性（性自認、性の自己認識）」で生きようとしています。

○トランス（ジェンダー）ウーマン [MtF (Male to Female)]
「からだの性」が男性 (male) で「こころの性」が女性 (female) であり、「女性として生きている（生きたい）人」

○トランス（ジェンダー）マン [FtM (Female to Male)]
「からだの性」が女性 (female) で「こころの性」が男性 (male) であり、「男性として生きている（生きたい）人」

◆トランスジェンダーの性的指向は様々です。

（例）からだの性（生物学的性）が女性で、こころの性（性自認、性の自己認識）が男性のトランスジェンダーの場合
→ 恋愛や性愛の対象が女性であれば「異性愛」
→ 恋愛や性愛の対象が男性であれば「同性愛」

性同一性障害とは

からだの性（生物学的性）とこころの性（性自認、性の自己認識）が一致していない状態にあるため、からだの性を自分が望むこころの性（性自認、性の自己認識）に近づけるために「ホルモン療法」や「性別適合手術」等の医療を求める状態を指す医学的な「診断名」です。

※2013年にアメリカ精神医学会は、診断分類の「精神障害の診断と統計マニュアル DSM 第5版」を発表し、「性同一性障害」から「性別違和」という新しい診断名に変えました。また、世界保健機関（WHO）では、「gender incongruence（邦訳名：性別不合）」に診断名が変更される予定です。

SOGI (ソジ) (エス・オー・ジー・アイ)

「SOGI」は、好きになる性である「性的指向 Sexual Orientation」と自分はどの性だと感じているかという「性自認 Gender Identity」の頭文字をとった言葉です。性的マイノリティだけを指す用語ではありません。からだところの性が「一致」していて、性的指向は「異性愛」という性的マジョリティ（多数派）も含む全ての「人間の性」（セクシュアリティ）のことを言います。

「SOGI」という言葉は、2006年に「性的指向・性自認」に関する差別を「人権侵害である」と明記した「ジョグジャカルタ原則」から使われ始め、主に人権保障に関して使用されています。

2 性的マイノリティ（LGBT）の現状

（1）性的マイノリティに関する各種調査

①「LGBT意識行動調査2016」株式会社LGBT総合研究所

調査期間：2016年5月16日～19日

方法：インターネット調査

調査対象：全国20歳～59歳の個人100,000人（有効回答者数89,366人）

※集計にあたっては20～59歳男女の人口構成比に応じたウエイトバック集計を実施。

調査エリア：全国

【ご自身のセクシャリティについて】

セクシャリティ	人数	出現率
ストレート※	82,232	92.02%
レズビアン	1,522	1.70%
ゲイ	1,731	1.94%
バイセクシャル	1,557	1.74%
トランスジェンダー	418	0.47%
Aセクシャル※	651	0.73%
その他	1,254	1.40%
有効回答者計	89,366	100.00%

} 5.9% }
 } 2.1% } 8.0%

※用語はP23参照

②「性自認・性的指向に関する調査（2018年）」株式会社LGBT総合研究所

調査期間：2018年6月7日～13日

方法：インターネット調査

調査対象：全国20歳～50歳の個人300,001人（有効回答者数242,945人）

調査エリア：全国

性自認分布	戸籍性ベース
	男女計
シスジェンダー※	98.58%
トランスジェンダー	0.60%
Xジェンダー※	0.65%
クエスチョニング※	0.13%

※用語はP23～24参照

性的指向分布	戸籍性ベース
	男女計
異性愛	94.36%
同性愛	1.03%
両性愛	1.17%
全性愛※	1.24%
無性愛※	0.51%
クエスチョニング※	0.85%
上記以外	0.85%

①の調査結果から、8%※の方が性的マイノリティであることが分かります。性的マイノリティの当事者は私たちの「周囲にいない」のではなく、「言えない」「言わない」、私たちが「気づいていない」ということです。その意味で、「サイレント・マイノリティ」と言う場合もあります。

②の調査では、性自認については、シスジェンダーが多数を占めている一方で、トランスジェンダーやクエスチョニングが1.38%いることが分かります。性的指向については、異性愛が多数を占める一方で、それ以外が5.65%という結果が出ています。

これらのことから、人は多様な性に生まれているということが分かります。

※他に、5%程度や8%を超える調査結果もあります。

③「教員 5,979 人に対する LGBT 意識調査」

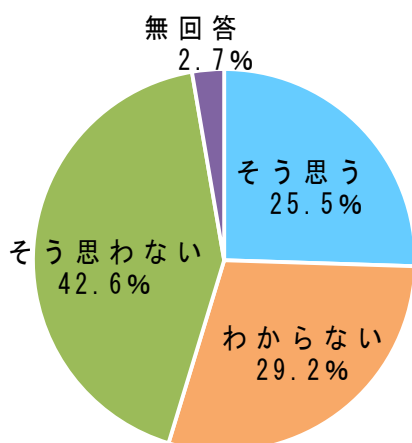
調査時期：2011年11月～2013年2月

調査対象：6自治体の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員
5,979人

研究代表者：宝塚大学看護学部教授 日高庸晴

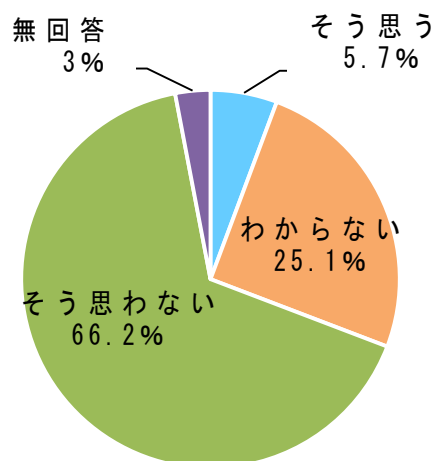
Q. 正直な気持ちとして、同性愛のことは理解できない気がする

■ そう思う ■ わからない ■ そう思わない ■ 無回答



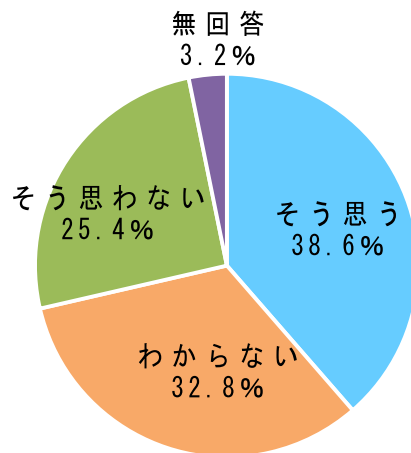
Q. 同性愛は精神的な病気のひとつだと思いますか？

■ そう思う ■ わからない ■ そう思わない ■ 無回答



Q. 同性愛になるか異性愛になるか、本人の選択によるものだと思いますか？

■ そう思う ■ わからない ■ そう思わない ■ 無回答



教員は、同性愛についてある程度理解している一方で、否定的な感情や誤った認識を持っている人もいることがわかります。児童生徒と関わる教員だけでなく、多くの県民と関わる県職員においても、性的マイノリティに対する正しい理解が求められます。

性的指向（好きになる性）は、自分の意思で選択したり、医療で変えることができるものではありません。異性愛者が自然に異性に惹かれるように、同性愛者は同性に惹かれるというだけのことです。性的指向は「発見はできるが選択はできない」のです。

（２）性的マイノリティが直面する様々な困難

性的マイノリティの当事者の中には、カミングアウトすると周囲の人から嫌がられたり、避けられたりするのではないかと恐れ、誰にも相談できなかつたり、家族にも自分が性的マイノリティであることを隠して暮らしていたりする場合があります。こうした状況は、若年層から高齢世代まで年代を問わず見られることです。

また、性的マイノリティの当事者は、日常生活の様々な場面において、周囲の無理解によって、本来の自分らしく生きることを制限され、困っている場合があります。それは行政サービスを受ける場面でも同様です。ここでは、当事者がどのようなことに困っているのか、実際の例を紹介します。

窓口や電話で問い合わせをするとき

窓口や電話対応において、性的マイノリティの当事者が不安に感じることがあります。とりわけ、トランスジェンダーの場合、性に関するプライバシーへの配慮が求められます。

- ・書類上の性別と外見の性別が合わないことを理由に、周囲の人の前で何度も聞き直されたり、二度見されたりする。
- ・名前から想像される性別と外見が異なるため、混乱したような表情をされる。
- ・同性パートナーと一緒に窓口に行くと、同性パートナーという発想がないようで、プライバシーに関わることを根掘り葉掘り聞かれる。

施設を利用するとき

施設を利用する際、困っていることがあります。

- ・周囲の目が気になり、男女どちらのトイレにも入れない。
- ・多目的トイレが男性トイレ、女性トイレの横にそれぞれ設置されている場合、男女分けされているのと同様で使いにくい。
- ・出かける時は、使えるトイレがどこにあるかを想定して行動範囲を決めなければならない。

医療機関で受診するとき

医療機関での対応や設備に不安があり、医療受診をためらうことで、重症化し、健康を害することがあります。

- ・診察や検査の際、自分がどう思われているか気になり、治療に専念できない。
- ・病気や怪我で入院する場合、自分の思っている性別ではない部屋では我慢しなければならず、同室の方にも気を遣う。
- ・病院の受付での対応、トイレや更衣室の設備を使用するのに不安があり、いつも市販薬で対応している。

生活の様々な場面で

周囲の理解がないことで、生活が制限されてしまうことがあります。

- ・同性のパートナーと同居していることが近所に理解されないため、近所付き合いを控えざるを得なかったり、引越しを迫られたり、住む場所が限定されたりする。
- ・買い物や散歩等をするにも、周囲の目に気を遣う。特に、男性同士のカップルやトランス（ジェンダー）ウーマン [MtF] 等に向けられる視線が厳しい。

災害の様々な場面で

熊本地震の時にトランスジェンダーゆえの困難がありました。

- ・避難所で周囲から奇異な目で見られた。
- ・トイレが男性・女性の2種類しかなく、衆人環視の避難所ではトイレが使いできなかった。
- ・受付で性別記載を求められるため、受付がしづらく、支援物資の受取りができなかった。
- ・仮設の風呂は何十人も一緒に入らなければならないので、周りの視線が気になり、使いできなかった。
- ・ホルモン注射を打っているが、病院に行けなくて、月経が始まってしまった。ホルモン注射でヒゲが生え、声が低くなるなど外見が男性に近づいていたので、避難所で女性用ナプキン等の生理用品をもらいにくかった。

3 県職員に求められること

県職員の皆さんは、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーに対してどのような感情や感覚を持っていますか？

性的マイノリティの当事者が行政窓口を利用する時、対応する自分の姿勢を考えてみてください。表情、声の調子等も含めて、普段と異なる態度を取ってしまいそうになりませんか？

性的マイノリティに対する偏見や差別意識を持たないことは、多くの県民の皆様と接して職務を行っている県職員として必須の要件です。

(1) 職務遂行上の留意事項

業務上の様々な場面において、性的マイノリティの当事者に対応することがあると思いますが、偏見や決めつけで対応するのではなく、一人ひとりの方の状況に応じた対応をすることが必要です。

- ・ 対応している方の性を安易に決めつけないようにしましょう。
- ・ 当事者の意思や希望を確かめながら対応しましょう。
- ・ 当事者が安心して利用・相談できる環境を作りましょう。
- ・ 多様な課題を抱える方への相談や支援活動を進めるとき、当事者の背景に、性的指向や性自認に関するニーズが隠れている場合があることを心に留めておきましょう。

① 同性愛、両性愛の場合

同性カップルから様々な申入れがあった場合、どう対応するかなど、起こり得る事態について予め検討し、情報共有しておくことが必要です。その前提として、同性愛や両性愛への誤った認識や偏見を持たないということが重要です。

- ・ 同性カップルと子どもが一緒に生活しているケースなど、「多様な家族」への対応については、必要な支援や種々の取扱いが性への偏見に基づく対応にならないよう留意する。
- ・ 相談等の対応については、必要であれば専門チームを作り、適切な対応を検討してみる。
- ・ 入院時の面会や病状説明等、現時点における制度の中でできることとできないことを予め想定して検討しておく。

例) 同性パートナーから病状説明に同席したいと申入れがあったとき

② トランスジェンダーの場合

外見と戸籍上の性別が違うということを周囲に暴露されることがあってはいけません。「本人の同意を得ない秘密の暴露」は、「**アウトティング**」と言って、絶対に避けなければなりません。

また、施設利用や医療受診において、組織内で配慮できる事項はないか予め検討しておくことも必要です。

- ・ 窓口で申請書を受け付けたり、個人の証明書や保険証を確認する時は、本人の意思（名前の呼び方や必要な配慮等）を確認する。
- ・ 本人が声を出して話しにくいと察したときは、話し方を工夫したり、メモのやりとりをしたり、別室に案内したりする。
- ・ 個人の性別の情報等は職場内でも必要以上に拡散させない。
- ・ 別の担当者に引継ぐ時は、すでに本人から聞き取った内容を必要以上に繰り返し聞き直すことがないよう、確実な引継ぎをする。
- ・ 性別に関わらず使用できる多目的トイレや更衣室の整備が実現可能か検討する。
- ・ 施設利用時の性別による利用内容（トイレ、更衣室、風呂等）の課題と対応を検討してみる。

例) 利用時間をずらす、別にスペースを確保するなど

※トランスジェンダーのカップルやトランスジェンダーがパートナーであるという方等から様々な申入れがある場合もあるため、①で提示したような同様の対応が必要です。

同性愛、両性愛等の性的指向についてもアウトティングは絶対にしてはいけません。

トランスジェンダーへの偏見や差別による家族内のDV、同性カップル間のDVが起こることがあります。相談があった際は適切に対応しましょう。

【Aさん 女性同性愛者（レズビアン）】

Aさんは中学生の頃、すでに自分がレズビアンであることに気づいていましたが、自分だけの胸に閉まっていた。大学進学タイミングで、母と祖母に告白しました。母も祖母も「気持ち悪い」「人間的に異常だ」と言って責め立て、完全にAさんという人格を厳しく否定しました。

Aさんは、その頃を思い返すと、絶望的で辛い気持ちが、今でもはっきり蘇るそうです。その頃は「自分は生きていく資格がない。もう死んでもいいかな」との思いが絶えず湧き上がっていたそうです。時間が経つにつれて母は少しずつAさんを受け入れてくれ、今ではわだかまりも解けて、昔のように何も気を遣わずに話ができるようになりました。しかし、祖母は「世間体が悪い」「ご先祖様に申し訳ない」とずっと孫のことを許さなかったそうです。祖母が亡くなるまで7年間、Aさんは家に帰れませんでした。

異性愛の人が自然に異性の人を好きになるように、同性愛の人はいつの間にか同性を好きになるというだけのことです。祖母と孫を引き裂いたのは、いつの間にか祖母に刷り込まれた「同性愛嫌悪」という根拠もなく同性愛を嫌うという偏見であり、社会が作り出した多様な性に対する差別意識です。

【Bさん からだの性は女性でこころの性は男性（トランスジェンダー）】

Bさんは物心ついた頃から、「自分は男の子だ」と感じていました。幼稚園に行く頃には疑う余地もないほどその感覚が強くなっていました。

Bさんの男の子らしい髪型や服装、言葉遣いに対して、母親はいつの間にか「なんで男の子みたいなことをするの。気持ち悪い」と責めていたそうです。Bさんは「いつも親から言葉のナイフが飛んできたように感じていた」と、その頃を思い出して話してくれました。

Bさんは「からだの性」と「こころの性」が不一致に生まれ、自分は男の子だと自分の性を感じていたので、当たり前のように「男の子」として生きようとしたただけのことなのです。それは、病気ではなく、性の多様性の一つとしての性のありようなのです。母親が、トランスジェンダーとして生まれ、「こころの性」でありのままに生きようとしているBさんのことを理解し、受け入れていたら、もう30歳に近づいてきた彼の今までの時間はずいぶんと温かく豊かなものであったはずです。

【Cさん（常に男性・女性の両方の性を感じている）からだの性は女性】

20歳になったCさんは自分の性別は何だろうという疑問と違和感をずっと持っていました。子どもの頃から自分の中には「女性だ」という自分と「男性だ」と感じる自分とが共存していました。しかし、そんな自分の悩みを親しい友人にも決して話しませんでした。おかしい変な奴だと思われたくなかったからです。

今、Cさんはそういう自分が自分なのだとして静かに語るできるようになってきました。当事者の交流会で性的マイノリティの友人と出会い、そんな自分のことを話してもいいと思えるようになったのです。それぞれの性は違うけれど、その違いは小さいものを感じられています。たまにはさまざまな性別の友人と食事をしたり、映画を観に行ったりする楽しみができました。やっとありのままの自分を受け入れることができるようになりました。

ある時、交流会で友人が、「自分はここに来なかったら死んでいたと思う」と数年前のことを話し始めました。即座に二人が「自分も！」と答えました。そう言えるということは、死を乗り越え、自分を肯定的に捉えて生き始めたということです。

◆性的マイノリティの問題は「人権の問題」です。

同性愛・両性愛にしても、トランスジェンダーにしても、それは病気ではなく、その人の一つの個性だという言い方をされることがあります。同性愛は、随分前から精神疾患ではなく、治療の対象ではないとされています（P4参照）。

しかし、現実にはまだまだ性的マイノリティがありのままに自分らしく生きることが難しい状況にあります。当事者の多くが自分の性のありようを隠して生きています。つまり、性的マイノリティの生きづらさは「社会が抱える人権の問題」だと言えます。

性的マイノリティへの配慮があるということを掲示物でさりげなく示すなど、簡単なことで性的マイノリティの当事者が安心して相談できる環境をつくることができます。人権に配慮する視点でできることはないか考えてみましょう。

4 職場において望まれること

県職員には、県民の総幸福量の最大化のため、県民の視点に立った職務遂行が求められています。新たな課題や困難な事例に対しても、固定観念にとらわれず行動することが必要です。

性的マイノリティの当事者への対応についても同様です。正しい知識と認識を持ち、当事者が直面している困難を理解しながら職務を進めようとする姿勢が求められます。

自己啓発に努めたり、職場における研修に積極的に参加したりすることで県民の幸せの実現の土台となる人権尊重の理念が貫かれた職務の遂行につながるのではないのでしょうか。

具体的な配慮や実務の工夫については、それぞれの職場の実態があると思います。しかし、性的マイノリティについての理解が深まれば自ずと賢明な判断基準が固まっていくと思います。ここでは、その際の参考になることについて触れることにします。

(1) 自己の偏見や差別意識の点検

職務を遂行する時に大切なことは、性的マイノリティの当事者に対して、「偏見や差別意識を持たない」ということです。もし性的マイノリティに違和感を持つことがあるとしたら、その都度自分の中に偏見や差別意識がないか振り返り、業務のあり方を点検してみてください。

性の多様性を正しく理解できていれば、どのような性の人に対してもいつもどおりに対応し、業務が遂行できるはずです。

まずは性的マイノリティに関する研修を積極的に受けることから始め、機会があれば当事者の話を実際に聞いてみましょう。単なる知識としてではなく、当事者の思いを知り、理解しようとするのが、遠回りのようで性的マイノリティの人権の本質的な理解に近づく早道なのです。

(2) 職場環境の点検

私たちの職場にも、周囲の何気ない言動で傷ついている性的マイノリティの当事者がいるかもしれません。職場で、性的マイノリティに関する次のような発言を聞くことはありませんか？何も言えないけれど傷ついている人が近くにいるかもしれません。

「(見た目) あの人、男？女？」

気づかないふりをしていますが、冷たい視線を感じています。

「あの人、ゲイじゃない？」

それがどうした！ということ。同性愛は異性愛と同じです。

「お前はオカマか！」

偏見にあふれたジョークを横で聞いて、傷ついている人がいます。

「(冗談で) 俺を狙うなよ」

同性愛を笑いに使うような言動は、人権感覚を問われます。

「レズ／ホモってキモいと思わない？」

同性愛を気持ち悪いと思う発言に、同性愛への偏見があふれています。また、「レズ」「ホモ」という呼称自体が侮辱的な呼称です。

「彼氏／彼女はいる？早く結婚したほうがいいよ。」

同性愛等をカミングアウトしていない人は、頭の中で異性愛に切り替えて話すのがストレスになります。

「オネエはどうも無理！」

差別意識から出る発言は、その人の人権感覚が問われるとともに、ひそかに傷ついている人がいます。

日常生活では、何気ないジョークの中に人を傷つけていることがあります。場の雰囲気を壊すことがあるとしても「今の発言はおかしい」と声をあげたいものです。

「職場・地域行事での女装の出し物」

男性が女装をすることで笑いを取る出し物は、女装は笑っていることだというメッセージとなってしまっています。性別表現（性表現）は多様であるということを理解していれば、女装を笑いにすることはおかしいということが分かるはずです。

5 性的マイノリティをめぐる動き

(1) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

(平成15年7月16日法律第111号 最終改正：平成30年6月20日法律第59号)

平成16年(2004年)から性同一性障害者は、次の要件を満たせば戸籍上の性別を変更できるようになりました。

関連して、同30年(2018年)4月から性同一性障害の手術療法の健康保険適用が可能になりました。

※手術前にホルモン療法を受けている場合は混合診療となるため、各種の手術療法への健康保険は適用されません。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条

家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(2) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日文科科学省児童生徒課長通知等より)

性同一性障害の児童生徒ばかりでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒へのきめ細かな対応を各学校に求めています。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。

トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

(3) その他の動向

[パートナーシップ制度とその現状]

パートナーシップ制度とは、自治体が同性のカップルについて「結婚に相当する関係」であることを認める書類(証明書等)を発行することなどを定めるものです。この制度は、法的に結婚を認めるものではありません。現在(2019年2月末)、11の自治体がこの制度を開始しています。

[世界の同性婚の現状]

世界の同性婚及び登録パートナーシップ等、同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約20%(2018年12月21日現在)に及んでいます。世界で最初に同性婚が認められた国は、2001年4月1日法律施行のオランダです。2019年1月1日までに25の国・地域で同性婚が認められています。

(「NPO法人EMA日本」の資料より)

[熊本県における性別記載欄の廃止]

県の各種申請書等の様式における性別記載欄については、法令上の根拠がある場合等を除いて原則廃止するという方針の下、約4割を見直すこととしました(2018年12月末時点)。見直しができないとされたものも含め、今後の進捗状況や新たに作成される様式の性別記載欄の状況について、定期的に把握していきます。

6 相談窓口・啓発資料等

(1) 相談窓口

	窓口名	連絡先・電話番号	相談日・時間等
熊本県	人権相談	熊本県人権センター 096-384-5822	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	DV相談	熊本県女性相談センター 096-381-7110	○電話相談 平日 8:30～22:00 土日祝 9:00～22:00 (年末年始を除く) ○来所相談(要予約) 平日 8:30～17:15 ※配偶者やパートナーからの暴力に悩む方からのご相談をお受けしています。
	障がい(身体・知的)相談	熊本県福祉総合相談所 096-381-4461	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	こころの健康相談電話	熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00 ※18歳以上の方からの電話と来所(面接)による相談をお受けしています。 ※来所による相談は予約制。 まずはお電話でお問い合わせください。
	医療安全相談窓口	医療安全相談窓口(熊本県健康福祉部健康局医療政策課内) 096-383-7020	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
	熊本県男女共同参画相談室らいふ	熊本県男女共同参画相談室らいふ 096-333-2666(土曜日以外) 096-355-2223(土曜日)	月・木・金・土曜日 9:30～16:00 火曜日 9:30～19:30 ※祝日(土曜日を除く)、年末年始を除く
国	みんなの人権110番	最寄りの法務局・地方法務局 0570-003-110	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
民間	よりそいホットライン	よりそいホットライン 0120-279-338	24時間受付、年中無休 ※セクシュアルマイノリティの専門回線(4番)があります。

※県と国の相談窓口は、いずれも性的マイノリティのみを対象とした専門相談機関ではありません。

(2) 啓発資料等

熊本県人権センターに所蔵しているDVDとパネルをご紹介します。

・DVD

タイトル	作品情報
『あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権』 (2014年、30分)	誰もがありのままに受け入れられ自分らしく生きていく、そんな社会を実現させるためには、まず相手を正しく理解し、偏見や差別をなくす必要がある。 この作品は、性的マイノリティについて人権の視点で理解を深めるための入門編。
『LGBTを知ろう』 (2016年、20分)	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例等を豊富に盛り込んでわかりやすく解説した作品。
『誰もがその人らしく - LGBT - 』 (2017年、20分)	身近にいたけれども見えなかった性的少数者が見えてくるストーリー。 誰もが自分らしく生きることを考えていくうえで全ての人々に関わりのある問題であることを理解できる内容。

・パネル (B2判タテ)

タイトル	内容
LGBTと人権①	「LGBTを知っていますか？」 性の3要素やLGBTの用語解説
LGBTと人権②	「LGBTの方が困っていること」 トランスジェンダーが困っていることを紹介
LGBTと人権③	「みんなが『自分らしく』生きられる社会へ」 アライ(理解者・支援者)として私たちにできることを紹介

《参考》

【関連する図書】

- ・『セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言』松本清一、宮原忍日本語版・監修（2003, 日本性教育協会）
- ・『性同一性障害30人のカミングアウト』針間克己監修、相馬佐江子編著（2004, 双葉社）
- ・『カミングアウト・レターズ 子どもと親、生徒と教師の往復書簡』RYOJI、砂川秀樹編（2007, 太郎次郎社エディタス）
- ・『プロブレムQ&A 性同一性障害って何？ [増補改訂版] [一人一人の性のありようを大切にするために]』野宮亜紀、針間克己、大島俊之、原科孝雄、虎井まさ衛、内島豊著（2011, 増補改訂版, 緑風出版）
- ☆『境界を生きる 性と生のはざままで』毎日新聞「境界を生きる」取材班（2013, 毎日新聞社）
- ・『性同一性障害の医療と法』南野智恵子代表編者（2013, 株式会社メディカ出版）
- ・『性について語ろう 子どもと一緒に考える』池上千寿子著（2013, 岩波書店）
- ・『夫夫円満』パトリック・ジョセフ・リネハン、エマーソン・カネグスケ著（2014, 東洋経済新報社）
- ・『もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイノリティ ありのままのきみがいい』（全3巻）日高庸晴著（2016, 汐文社）
- ・『先生に知っておいてほしいLGBT・セクシャルマイノリティ・SOGI』（DVD付き）中塚幹也監修（2017, 中塚研究室）
- ☆『封じ込められた子ども、その心を聴く～性同一性障害の生徒に向き合う』中塚幹也著（2017年初版, ふくろう出版）
- ・『個「性」ってなんだろう？LGBTの本』中塚幹也監修（2018年初版発行, 株式会社あかね書房）
- ・『SOC 第7版（スタンダード・オブ・ケア第7版）』WPATH（インターネット等にて邦訳を公開）

※ ☆印の書籍については、人権センターに所蔵しています。この他にも性的マイノリティの人権に関するDVDや書籍を所蔵しています。詳しくは、熊本県人権センターのホームページをご覧ください。

【関連する映画】

- ・『ハーヴェイ・ミルク』（1984年）
- ・『トーチソング・トリロジー』（1988年）
- ・『プリシラ』（1994年）
- ・『ブエノスアイレス』（1997年）
- ・『ロバート・イズ』（2000年）
- ・『チョコレートドーナツ』（2012年）
- ・『ブロークバック・マウンテン』（2005年）
- ・『ミルク』（2008年）
- ・『わたしはロランス』（2012年）
- ・『パレードへようこそ』（2014年）
- ・『ダラス・バイヤーズクラブ』（2013年）
- ・『ジェンダー・マリアージュ～全米を揺るがした同性婚裁判～』（2014年）
- ・『リリーのすべて』（2015年）

※人権センターには所蔵していません。

(3) 用語集

※50音順

アウトティング	公表していない性的指向や性自認等に関して、本人の同意を得ずに秘密を暴露すること。
Aセクシャル (アセクシャル)	情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない人。無性愛ともいう。
アライ	英語の Ally(理解者、支持者)の意味で使う。LGBTをはじめとする性的マイノリティについて理解、共感し、支援活動や啓発活動を共にする人。
アンコンシャス バイアス	「無意識の偏見」「無意識の思い込み」と訳される言葉。いつの間にか自分の意識のうちに取り込んでいる偏見的なものの見方のこと。
Xジェンダー	出生時に割り当てられた性別にかかわらず、自分は男性・女性のどちらでもないとの性自認を持つ人。中性、両性、無性等のほか、性自認が定まらず流動的な人等、性の多様性の一つである。
LGBT (エルジー ビーティー)	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性別越境者)の頭文字をつないだ言葉。この言葉は、それ以外にもある多様な性的マイノリティを含めた「総称」としても使われる。同じ用法として、「性的少数者」「性的マイノリティ」「LGBTs」「LGBTQ+」「SOGI」等がある。
LGBTQ LGBTI LGBTIQ	LGBTに「クエスチョニング(Questioning)」、「クィア(Queer)」、「インターセックス(Intersex)」等の頭文字を加えて性的マイノリティを総称する言葉。「LGBTs」という言い方もある。
カミングアウト	自分がこれまで公表していなかった自己の性のありようなどの秘匿していたことを他者に表明すること。
クィア	元々は「奇妙な、独特の、風変わりな」という意味。近年では肯定的に性的少数者を示す総称として用いられるようになってきた。
クエスチョ ニング	性自認や性的指向が明確ではない人、探している人、決めかねている人。
ゲイ	性自認が男性で、性的指向が男性に向く人。いわゆる男性同性愛者。男女両方の同性愛を指す場合もある。
ジェンダー	社会的・心理的な性別をいう。生物学的性別を基盤とした文化的価値、態度、役割、習慣及び特徴の総和がジェンダーである。つまり、男性にとっての「男らしさ」、女性にとっての「女らしさ」という歴史的、文化的に形成された、そして現代社会において存在している価値観をいう。
シスジェンダー	出生時に割り当てられたからだの性(生物学的性)とこころの性(性自認、性の自己認識)が一致している人。
ストレート	異性愛者のことを指す。近年聞かれるようになった「ストレート・アライ」という言葉は、異性愛者であり、LGBTに理解を示すとともに、当事者とともにLGBT支援のサポートや支援活動・啓発活動を行う人のことをいう。
性自認	自己の性別をどう認識しているかということ。自分は男性である、あるいは女性であるという自分自身への性の自己認識のこと。
性的指向	情愛や性愛等の好きになる相手の性別を指す概念。「自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別は何か」ということ。「好きになる性」とも言われる。

性的マイノリティ	性的指向や性自認等の多様な性のありよう（セクシュアリティ）の中で少数派の人々全体を「総称」として指す言葉。
「性同一性」 (gender identity)	「男性あるいは女性、あるいはそのどちらとも規定されない者としての個性の統一性、一貫性、持続性（Money1965）」をいう。「性自認」とほぼ同義。
性分化疾患 (DSDs)	生まれつき内外性器、性染色体、性ホルモン等の状態が非典型的な場合を言う。医学的にはDSD（Disorders of Sex Development）と呼び、性的指向や性自認は多様である。性に関する「からだの発達」についての表現。
性別違和 (gender dysphoria)	2013年、アメリカ精神医学会の「精神障害の診断と統計マニュアルDSM第5版」で「性同一性障害」の診断名から「性別違和」に変更された。また、世界保健機関（WHO）では、「gender incongruence（邦訳名：性別不合）」に診断名が変更される予定。
性別適合手術	性同一性障害の診断を受けた人が、からだの性を自分が望むところの性（性自認、性の自己認識）に近づけるために実施する性器の手術のこと。
性別表現	「自分がじっくりくる自分自身の性の表現はどんなものか」ということ。人は話し言葉、仕草、服装、髪型等で自分がイメージしている自分自身の性を表現している。
セクシュアリティ	性的指向や性自認等を含む、性のあり方全体を指す言葉。
全性愛 (パンセクシュアル)	男性、女性、男性でも女性でもある人、男性でも女性でもない人、わからない人、決めたくない人等、全ての性を好きになる人。
SOGI（ソジ、 エス・オー・ ジー・アイ）	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をつないだ言葉で、セクシュアリティを2つの概念で包括的に捉える言葉。LGBTと似た用法としてSOGIが使われることもある。
トランス ジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、生きたいと思っている人。「性別越境者」ともいう。対義語は「シスジェンダー」。
トランス (ジェンダー) ウーマン (トランス女性)	出生時に割り当てられた性別は男性（male）だが、自分自身を女性（female）であると自認し、女性として生きている人、生きようとしている人。「MtF（Male to Female）」と言う場合もある。
トランス (ジェンダー) マン (トランス男性)	出生時に割り当てられた性別は女性（female）だが、自分自身を男性（male）であると自認し、男性として生きている人、生きようとしている人。「FtM（Female to Male）」と言う場合もある。
バイセクシュアル	両性愛者。異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある、性的指向が男女どちらにも向く人。
ヘテロセクシュアル	異性愛者。自分のところの性（性自認、性の自己認識）にとって異性の人を恋愛や性愛の対象とする人。
無性愛 (Aセクシャル)	情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない人。
レインボー フラッグ	「赤橙黄緑青紫」6色の旗は、性的少数者の尊厳と多様性の尊重を目指す活動のシンボルとして使われている。考案者は故ギルバート・ベイカー氏。アメリカでゲイの権利活動をしていた故ハーヴェイ・ミルク氏らと活動を共にした。
レズビアン	性自認が女性で、性的指向が女性に向く人。いわゆる女性同性愛者。

※用語は「ともに拓く LGBTQ+の会くまもと」の今坂洋志代表によるものです。

あとがき

性的マイノリティの当事者が生きづらいつ感じるのは、「人間の性」を正しく知らないために生まれる偏見や差別が存在するからです。

性的マイノリティの当事者の生きづらさは、偏見や思い込みによって、自分と異質なものを受け入れず、排除しようとする社会の問題であり、人権に関わる問題なのです。

性的マイノリティへの理解を深めるためには、全ての県職員が、「性の多様性」を理解するとともに、自分の中で無意識に取り込んでいる性に対する偏見や差別の意識がないかを見つめ直し、日々の業務にあたるのが大切です。

性的マイノリティの当事者の生きづらいつ環境を変えていくことは、すべての県民が暮らしやすい熊本県になることにもつながります。

このハンドブックがみなさんの自己啓発や業務における実践の一助となれば幸いです。

このハンドブックの作成にあたっては、以下の方に御協力いただきました。ここに、お礼を申し上げますとともに、無断転用はお断りします。

ともに拓くLGBTQ+の会くまもと
岡山大学大学院保健学研究科
宝塚大学看護学部

今坂	洋志	代表
中塚	幹也	教授
日高	庸晴	教授

熊本県人権センターへのアクセス（熊本県庁新館 2 階）



◆ J R 熊本 駅から

- ・ 路面電車 で 約 30 分 「市立体育館前」 下車
→ 徒歩 約 10 分
- ・ バス で 約 40 分 「県庁前」 下車

◆ 交通センターから

- ・ バス で 約 25 分 「県庁前」 下車

〒862-8570

（県庁専用番号・住所を記載しなくても届きます）

熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県庁新館 2 階

開館時間 / 8:30 ~ 17:15

（相談は 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00）

休館日 / 土曜・日曜・祝日

年末年始（12月29日 ~ 1月3日）

電話番号（直通）096-333-2299

（相談専用）096-384-5822

F A X 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センター

検索



発 行 者 : 熊 本 県
所 属 : 人 権 同 和 政 策 課
発 行 年 度 : 平 成 30 年 度